

身体障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤りについて

令和5年6月20日付けで厚生労働省から他の自治体において障害者手帳とマイナンバーの紐づけ誤りが発生していることを受け、各自治体に対して、個人番号の正しい紐付けや障害者手帳番号の重複等の点検依頼がありました。

これを受け個人番号の紐付けについて緊急点検を行ったところ、以下のとおり身体障害者手帳情報とマイナンバーの紐付けに誤りがありました。

1. 概要

- ・障害者手帳所持者の情報が同居する他の世帯員に紐付け
- ・身体障害者手帳所持者3名、各世帯員3名に影響（市内所持者数：約16,000名）

2. 原因

本市の身体障害者手帳交付事務におけるマイナンバーの紐付け方法については、「住基システムとの連携によるマイナンバーを取得するシステム」により、「住基システム」と「障害福祉システム」の宛名番号（住民基本台帳へ登録する際に個人を識別する番号）を突合し、自動的に紐付け処理を行っています。

しかし、身体障害者手帳所持者3名に対し、「障害福祉システム」上に保有している宛名番号を誤って同世帯員の宛名番号に付番したため、別人（世帯員）へのマイナンバーの紐付けとなってしまいました。

身体障害者手帳情報と個人番号の紐付け誤り事象

<u>住基システムとの連携によりマイナンバーを取得するシステム</u>				<u>障害福祉システム</u>		
●正しい紐付け						
マイナンバー	氏名	宛名番号	手帳保持情報	宛名番号	氏名	手帳保持情報
90000000000	枚方太郎	1000000001	なし	1000000001	枚方太郎	なし
90000000001	枚方花子	1000000002	あり ←	1000000002	枚方花子	あり
●誤った紐付け						
マイナンバー		宛名番号		宛名番号	氏名	手帳保持情報
90000000000	枚方太郎	1000000001	あり ←	1000000001	枚方太郎	なし
90000000001	枚方花子	1000000002	なし	1000000001	枚方花子	あり

3. 本市の対応

対象者には今後謝罪し説明を行います。

今後は障害福祉システムへの手帳情報入力時の再確認を周知徹底するとともに、システムの適切な運営に努めてまいります。

4. その他

システムによるマイナンバーとの紐付けされない住登外（本市に住基登録なし）対象者の個人番号については現在調査しております。

ご本人やご家族に心からお詫びするとともに、再発防止を徹底してまいります。

（お問い合わせ先）
福祉事務所 障害支援課
直通：072-841-1457